

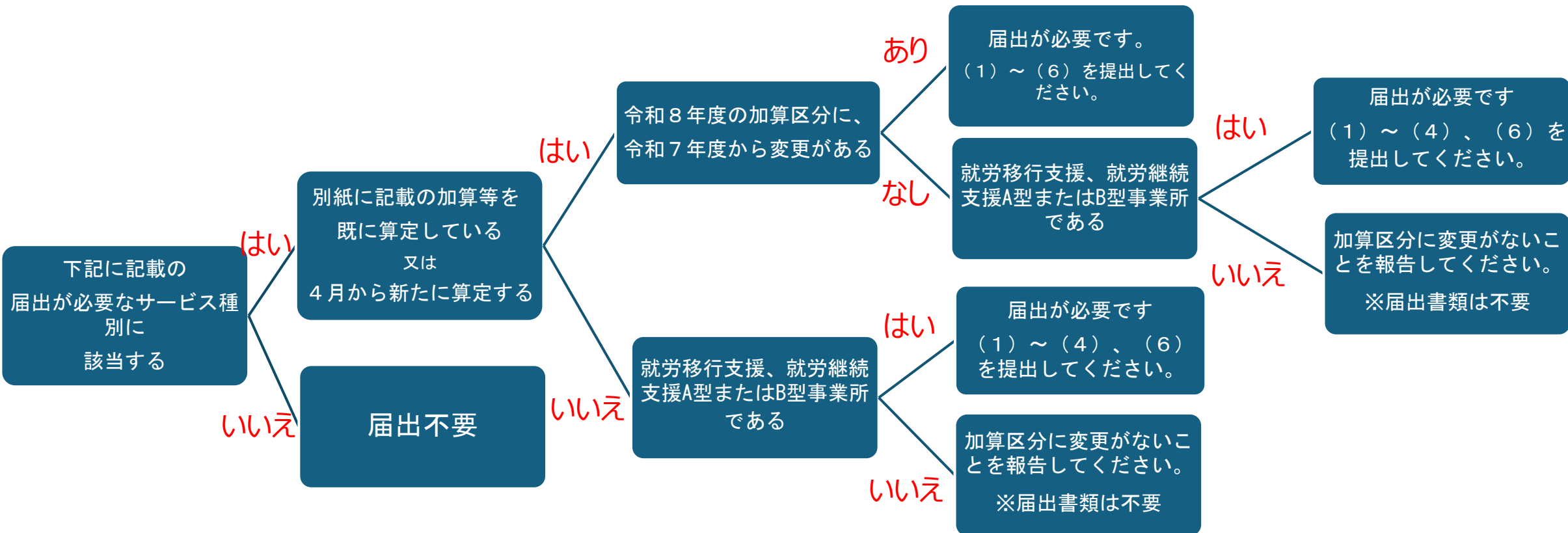
基本報酬の届出について

令和7年10月1日時点で指定を受けている次のサービス種別は全事業所において届出が必要です。

就労移行支援、就労継続支援A・B型、就労定着支援、地域移行支援

児童発達支援（主として重症心身障がい児、児童発達支援センター以外）

加算の届出について



【届出が必要なサービス種別】

療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、共同生活援助、地域移行支援、児童発達支援（主として重症心身障がい児、児童発達支援センター以外）、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設